

2.2 治験制度と臨床研究

医療機器は、表2に示すように、新規性の程度による製造販売の承認申請区分によって、「新医療機器」、「改良医療機器」、又は「後発医療機器」に分類される。この中で、原則として既承認医療機器との実質的同等性が認められる「後発医療機器」、並びに臨床的な有効性及び安全性が、性能試験、動物試験等の非臨床試験成績又は既存の文献等によって評価が可能な一部の「改良医療機器」等を除いては、医療機器は臨床試験の試験成績を添付して有効性と安全性を示すことが求められる。

この添付資料の収集を目的とした臨床試験が「治験」であり、「治験」の枠組みの中では、企業は「承認」・「認証」を受けてない医療機器を製造し、医療機関に治験機器として提供することができる。

一方で、「新医療機器」、「改良医療機器」、「後発医療機器」を問わず、より良い医療機器を実用化し、広く社会に還元するため、開発の過程、及び製造販売後においても、医療現場において改良改善が行われている。これにより、医療機器は性能向上のみならず、より患者にやさしい、また、操作性に優れたものとなる。EU では、誤使用等のリスクを防止するために「ユーザビリティ」という規格を定めている。こうした未承認医療機器の臨床評価は、薬事法上の承認を目的とする治験（企業治験及び医師主導治験）とは異なるため、医師が責任主体となる臨床研究として、薬事法とは別の枠組みで実施される。

この医師主体の臨床研究に未承認医療機器を提供するにあたっては、「未承認医療機器提供に関する通知（H22 薬食発 0331 第 7 号）」、及び「未承認医療機器提供に関する Q&A（H23 薬食監麻発 0331 第 7 号）」を参照する必要がある。この通知の中で、「「未承認医療機器」の提供等が薬事法に抵触しない場合の妥当な臨床研究として、「臨床研究に関する倫理指針」などの従来から適用されている指針を遵守して実施されるものであること」や、「医師又は歯科医師が主体的に実施する臨床研究であること」などが示されている。

したがって、薬事法上の承認を目的とした治験には薬事法及び医療機器 GCP 省令を含む法令が適用されるが、治験以外の医師が責任主体となる臨床研究についてはこれらの法令は適用されず、「倫理指針」が適用されることになる。このため、臨床研究の結果は薬事申請の際の添付資料にはならない。

表2 医療機器の承認申請区分

| 承認申請区分 | 承認基準 ^(脚注 4) | 臨床試験の試験成績に関する資料の添付(治験の要否) | 各承認区分の定義 (平成 21 年 3 月 27 日付 薬食発第 0327006 号) |
|--------|------------------------|---------------------------|--|
| 新医療機器 | なし | 原則要 | 既に製造販売の承認を受けている医療機器と構造、使用方法、効能、効果又は性能が明らかに異なる医療機器 |
| 改良医療機器 | なし | 原則要 | 「新医療機器等」又は「後発医療機器」のいずれにも該当しない医療機器であり、すなわち、再審査の指示を受ける対象となるほどの新規性はないが既存の医療機器と構造、使用方法、効能、効果又は性能が実質的に同等ではないもの。 |
| | | 不要 | |
| 後発医療機器 | なし | 不要 | 既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果及び性能が同一性を有すると認められる医療機器であり、すなわち、既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果及び性能が実質的に同等であるもの。 |
| | あり | | |

(脚注 4)「承認基準」とは、その基準への適合性を確認することにより承認審査を行う医療機器等に関する基準をいう。医療機器の場合、「承認基準」は、原則、国際基準等からなり、臨床試験成績に関する資料の添付が不要の範囲の品目について定められている。表 1 の第三者の民間登録認証機関による「認証」のための「認証基準」とは異なる。

2.3 医療機器の臨床研究

医療機器の臨床研究を実施するに当たっては、リスクによる違いを十分に確認する必要がある。「倫理指針」では、「介入研究と観察研究」及び「侵襲性の有無」によって研究を下記のように類型化している。

- ① 「侵襲性を有する介入研究」
- ② 「侵襲性を有しない介入研究」と「侵襲性を有する観察研究」
- ③ 「侵襲性を有しない観察研究」

「介入研究」とは、投薬や手術などの医療行為を伴う研究のなかでも、①通常の診療を超えた医療行為で、かつ研究目的で行われるもの、又は②通常の診療と同等の医療行為であっても、割り付けて群間比較するものと定義されており、それ以外の研究は「観察研究」となる。「通常の診療を超えた医療行為」は「一般的に広く行われている医療行為以外、例えば、医学的に効果が検証されていない新規の治療法のことなど」と規定されており、更に介入の定義における「医療行為」は、「(健康成人、患者を問わず)有効性・安全性等を評価するために、評価目的の医薬品を人体に投与し若しくは医療機器又は手技等を人体に適用し構造又は機能に影響を及ぼす行為」とされている。

また、「侵襲」とは、「被験者に対する危険性の水準が一定程度以上の医療行為を行うものとして、投薬、医療機器の埋め込み、穿刺、外科的な治療、手術等」で、「投薬や手術など、人体の機能や構造に大きな影響を与える行為」、又は「被験者から試料等の採取のために行われる採血や穿刺を伴う行為」となる。後者では、血液や組織など人由来試料を利用した研究を念頭に、その採取が研究目的で行われているかどうかという観点で「侵襲」を定義している。つまり、「侵襲」の定義には異なる 2 つの意味があり、介入研究での「侵襲」とは、主に被験者に身体的リスクを与える投薬や手術等の行為を指し、観察研究での「侵襲」とは、専ら研究目的で生体を傷つける採血や穿刺等の行為を指していることに留意する必要がある(「研究倫理ガイド No2,3 東京大学生命・医療倫理教育研究センター発行」から引用)。

医療機器の臨床研究では、リスクとともに、医薬品との相違を十分に考慮する必要がある。医療機器と医薬品との主な相違点を表3に示す。

医療機器の作用機序は、主として物理的特性に基づくものであることから、医療機器の特性に大きく依存し、非臨床試験、物理的な性能評価が重要となる。また、医療機器は改良、改善が継続的に行われ、製品のライフサイクルが短い。さらに、医療機器の臨床研究はブラインドテストが困難であり、必ずしもランダム化による統計学的な有意性を得ることが目的とはなっていない。このため、医療機器の臨床研究は、医薬品とは位置づけが大きく異なり、それぞれの医療機器の特性、臨床研究の目的に適した評価項目を設定して実施する必要がある。

表3 医療機器と医薬品の相違点

| | 医療機器 | 医薬品 |
|------------|------------------|--------------------|
| 市場規模(日本) | 約 2.2 兆円 | 約 8 兆円 |
| 種類 | 約 30 万品目 | 約1万7千品目 |
| 必要な技術、材料など | 多くの材料と多様な技術 | 天然物質、化学物質 |
| 作用機序 | 物理的作用等、明らかなものが多い | 化学的、生物学的作用 |
| 使用上の留意点 | 操作方法の習得 | 経口、注射等による投与の用法用量 |
| 保守・廃棄 | 保守管理が必要 | 特になし(保管・管理は必要) |
| 有効性 | 使用者の習熟度に依存 | 患者の個人差に依存 |
| 学問・技術分野 | 機械工学、電気工学、材料工学など | 薬学、化学、生物科学、遺伝子工学など |
| 企業の歴史 | 比較的歴史が浅い | 長い歴史がある |
| 企業規模 | 80%が中小企業 | 多国籍の大企業 |
| 医療分野 | 診断、治療、モニタリング | 主に治療 |
| イノベーション | 主として医療の現場のニーズから | 実験室から |
| 製品ライフサイクル | 3～15年 | 10年以上 |
| 保険収載 | 必ずしも製造販売とは同期しない | 製造販売と同時 |

NPO 医工連携推進機構「医療機器への参入のためのガイドブック(薬事日報社)」から引用・改変

医療機器は、保険収載においても医薬品と大きく異なる。日本では、医薬品の薬事承認と保険収載（薬価収載）は、ほぼ並行しており、薬価は、ワクチンのような一部の例外を除き、ほぼ製造販売と同時に銘柄ごとに決定される。これに対して、医療機器では薬事承認と保険収載は必ずしも対応していない。特に、「新医療機器」の場合は、公的な医療保険制度の適用条件を満たすと判断されるまで相当の期間を要することも多く、最終的に保険収載に至らないこともある。

このため、保険診療^(脚注 5)の評価を行うために保険診療との併用が認められた「先進医療」の制度などを活用することも重要となる。先進医療には、「第2項先進医療」と「第3項先進医療(高度医療)」がある。「第2項先進医療」は、使用する医薬品や医療機器などについて、薬事法上の「承認」・「認証」・「届出」はあるが保険収載がされていない医療技術である。一方、「第3項先進医療」は、2008年4月に導入された「高度医療評価制度」に基づき、医療技術の普及と科学的評価可能なデータ収集の迅速化を目的とした制度で、未承認医療機器を用いた場合でも、一定の条件を満たせば保険診療との併用を可能としている。

(脚注 5) 薬事法による承認又は認証を受けたクラスⅡ以上の医療機器を保険診療で使用するためには、保険適用が承認されている必要がある。医療機器の保険適用申請には、以下の A1、A2、B、C1、C2 申請がある。A1(包括)は体温計や縫合糸、血圧計のように診療報酬項目のいずれかの技術料に包括されるもの。A2(特定包括)は、MRI や CT 装置、内視鏡のように特定の診療項目の技術料に包括されるもの。B(個別評価)はカテーテルや人工関節用材料のように特定保険医療材料として個別に保険償還価格が設定されているもの。また、C1(新機能)は、医療機器を用いた技術料はすでに診療報酬項目として設定されているが、特定保険医療材料としての機能区分が設定されていないもの。C2(新機能・新技術)は、技術料も特定保険医療材料機能区分も設定されていないため、新たな機能区分、診療報酬改定時に新技術料を設定する必要があるものとなる。

2.4 未承認医療機器の臨床研究の手順

大学病院等では「倫理指針」に準拠した臨床研究に関する手順書等の整備が進んでいる。しかし、医療機器に特有な事項を取り入れた未承認医療機器の臨床研究実施の手順書等は十分には整備されておらず、臨床研究を実施する上での課題となっている。図1に典型的な「未承認医療機器の臨床研究実施のフローチャート」を示す。次章では、これに基づいて、臨床研究の実施手続きの各項目について解説するとともに、留意点を示す。

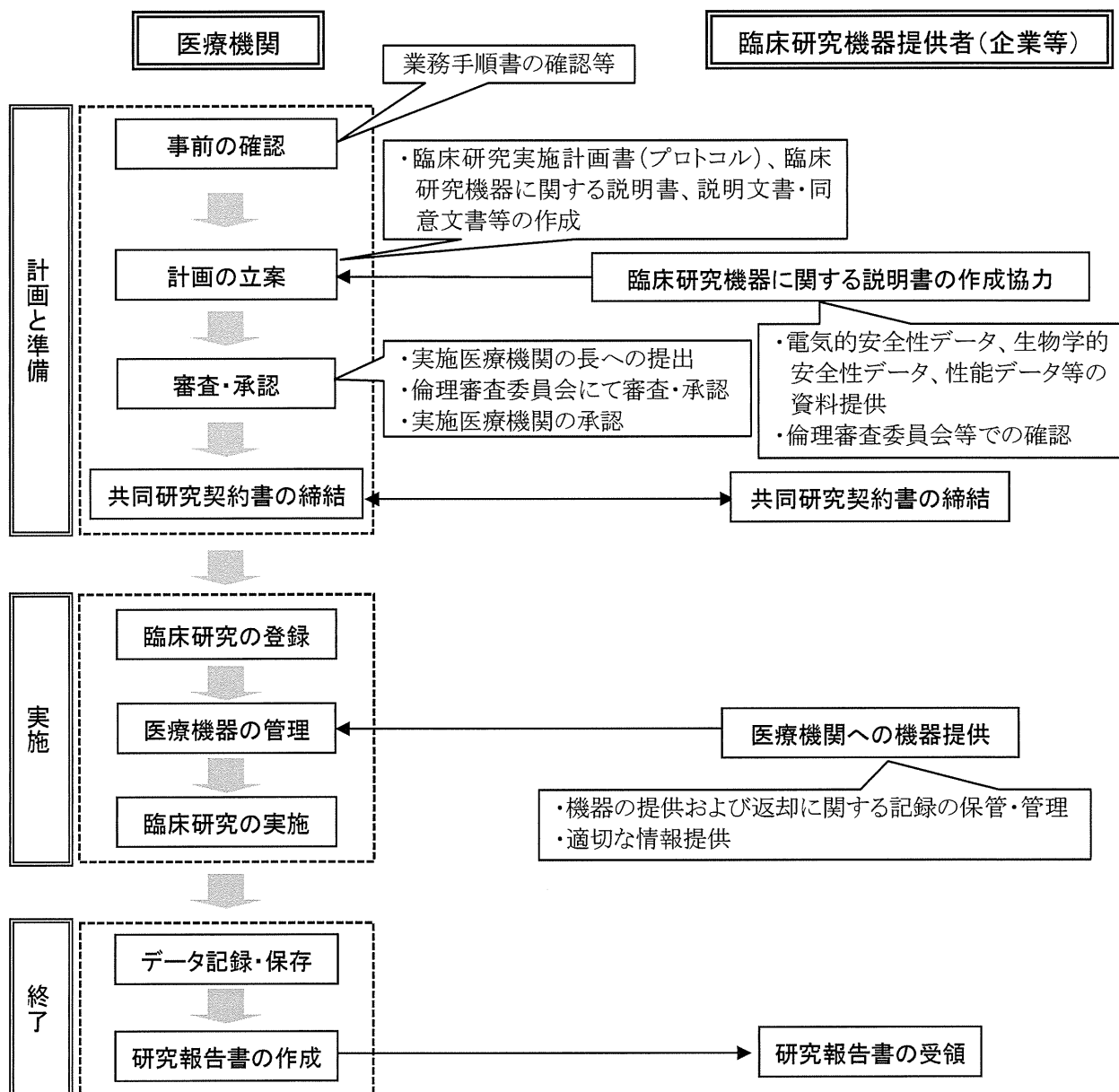


図1 未承認医療機器の臨床研究実施のフローチャート

3. 未承認医療機器の臨床研究

3.1 計画と準備

(1) 事前の確認

① 臨床研究機関の要件

未承認医療機器の臨床研究を行う医療機関(以下「臨床研究機関」という。)は、以下の要件を満たすことが望ましい。

- 1) 臨床研究機関の長が未承認医療機器を用いた臨床研究の実施を認めている。
- 2) 臨床研究の倫理的及び科学的妥当性について倫理審査委員会に審査を依頼できる。
- 3) 臨床研究を実施する上で必要な支援組織・要員・設備・装置等を確保できる。
- 4) 臨床研究を実施するために必要な研究費等の経済的資源を確保できる。
- 5) 臨床研究を実施するために必要な手順書等が整備されている。
- 6) 被験者への補償のための研究者等の保険への加入等の手立てを打てる。

② 研究者等の資格要件の確認

研究責任者と研究者(以下「研究者等」という。)は、以下の要件を満たすことが望ましい。

なお、該当する臨床研究機関内に研究者等の資格認定制度を有する場合には、その認定を受けていれば、以下の要件を満たすものとする。

- 1) 臨床研究の対象となる疾病分野についての専門性を有する。
- 2) 臨床研究に関する倫理規定、被験者保護に関する教育を受け、理解し、要求事項を実施できる。
- 3) 個人情報保護法に関する教育を受け、理解している。
- 4) リスクマネジメントに関する教育を受け、理解している。
- 5) 該当する臨床研究機関内の臨床研究関連手順書に関する教育を受け、理解している。
- 6) 利益相反に関する教育を受け、理解している。
- 7) 臨床研究の対象となる未承認医療機器の操作等を行う場合は、その操作等に関する教育を受け、理解し、習得している。

③ 臨床研究の正当性

該当する臨床研究の目的と目標(予後の改善、当該医療機器の改良等)を明確にし、研究を実施することの正当性を明らかにすること。

研究責任者は、当該臨床研究の目的が臨床研究以外の手段では達成できないこと、及び臨床研究の対象となる未承認医療機器の被験者群への臨床使用に伴うリスクが、リスク分析等によって全て許容される状態にある旨を確認しなければならない。

④ 未承認医療機器の入手(手配)の合法性の確認

研究責任者は、臨床研究の対象となる未承認医療機器を入手(手配)するに当たり、「未承認医療機器提供に関する通知(H22 薬食発 0331 第 7 号)、及び「未承認医療機器提供に関する Q&A(H23 薬食監麻発 0331 第 7 号)」等を参照し、当該未承認医療機器の提供が薬事法に抵触しないことを確認する。薬事法に抵触するかどうか判然としない場合には、必要に応じて厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に照会するなどして確認する。

⑤ 利益相反に関する確認

研究者等は、臨床研究機関の定める手続きに従い、当該臨床研究に関する利益相反を開示して、利益相反報告書の提出などの適切な手続きを経ること。

⑥ 社会的弱者への配慮

研究者等は、社会的弱者でなければ研究が成り立たない場合を除き、社会的弱者^(脚注 6)を被験者にすべきではない。

⑦ 倫理審査委員会等の承認

研究者等は、該当する臨床研究機関の規定に従い、倫理審査委員会等の承認等を得てから、当該臨床研究を実施すること。

(脚注 6) 社会的弱者とは、参加報酬への期待や階層組織の上層部からの圧力によって、臨床研究への参加意思が不当に影響を受けうる者で、未成熟又は精神的障害のために自己決定能力が不足又は欠落している者、養護施設収容者、小児、貧困者、緊急状態にある患者、少数民族、ホームレス、放浪者、難民、説明同意取得不能者、大学の学生、病院や検査機関の下位の職員、臨床研究機器提供企業の従業員、自衛隊の隊員、拘置中の者などが該当する(ISO 14155:2011 より引用和訳)。

(2) 計画の立案

臨床研究実施計画書等の作成にあたっては、臨床研究の目的、対象、方法、期間、評価項目、研究分担等について、研究者等の理解を深めるものにするのが重要となる。研究責任者は、倫理審査委員会での効率的な審査が可能ないように、実現可能かつ適切、明快な計画を立案するとともに、期待する臨床研究の結果が得られるよう、事前に研修、打合せ等の機会を設けるなどして十分な事前準備を行うよう配慮する。なお、医師又は歯科医師が研究責任者として主体的に責任をもって、臨床研究の目的、評価項目、被験症例数等の臨床研究の実施内容を立案することが求められる（「未承認医療機器提供に関する Q&A（H23 薬食監麻発 0331 第 7 号）」）。

特に、医療機器の臨床研究においては、研究者等は、使用する臨床研究機器の原理、構造、操作方法、禁忌、注意等について臨床研究機器提供者から十分な情報を得ておくことが必要となる。これらの作業に取り組むにあたって、研究者等の役割分担と研究日程を明確にすることが効果的である。

臨床研究実施計画書等は、研究責任者が主体的に責任をもって立案することが求められるが（「未承認医療機器提供に関する Q&A（H23 薬食監麻発 0331 第 7 号）」）、研究者等、及び臨床研究機器提供者等の協力を得ながら、当該医療機関の標準作業手順書（SOP：Standard Operating Procedure）、臨床試験実施計画書の作成の手引き等に従って作成する。一般的に次に示す書類が含まれる。

- ・臨床研究実施計画書
- ・説明文書・同意文書
- ・症例報告書様式（CRF：Case Report Form／ケースカード／調査票）
- ・必要があれば、臨床研究機器に関する説明書
- ・必要があれば、臨床研究機器の操作トレーニング実施計画

その他、個々の臨床研究で特に必要と考えられる文書や倫理審査委員会に提出する上記文書の適否確認チェックリストなど

なお、倫理審査委員会の審査に供する上記各文書は“案”とし、必要に応じて適否確認チェックリストを作成する。研究責任者は倫理審査委員会において審査・承認後、指摘事項等の修正を行った上で、“案”を抹消し正式な文書として倫理審査委員会、研究者等に配布・管理することが望ましい。「倫理指針」では電子媒体での配布・管理を禁止してはいないが、この場合でも最新性を維持し、適切に保管・管理するよう配慮することが望ましい。

① 臨床研究実施計画書（プロトコル）

医療機器の特性、リスク・ベネフィット、臨床研究の目的等を考慮し、適切かつ安全に臨床研究が実施できるように臨床研究実施計画書に詳細に記載する。

臨床研究実施期間中に研究デザイン、期間等を変更する可能性が想定される場合は、あらか

じめ想定される変更内容を明記しておくことが望ましい。

医療機器の臨床研究は、一般的に、限られた支援体制、要員、設備、経費等で運営する機会が多いことから、医療機器のリスクや被験者の安全性を考慮しつつ、必ずしも必要でない検査、観察項目は出来るだけ設定しないことが望ましい（例えば、無制限な既往歴の収集、必要性が言えない臨床検査項目、臨床的に意味のない臨床検査値変動の有害事象報告、多すぎる評価項目の列挙、因果関係のない薬剤の制限等）。

一般的に記載すべき事項とその内容について表4-1及び表4-2に示す（「倫理指針」を参照・改変）。なお、臨床研究の内容に応じて本計画書の項目及びその内容は変更・省略できる。省略する場合には、その理由を記載しておくことが望ましい。

表4-1 臨床研究実施計画書（プロトコル）の記載例（1/2）

| 項目 | 記載する内容（例） | 備考 |
|----------------|---|-----|
| 1) 表紙 | <ul style="list-style-type: none"> ・タイトル（「臨床研究実施計画書」など） ・臨床研究の名称 対象とする研究の概念が理解できる名称とするのが望ましい。 ・識別番号又は識別コード 医療機関にて取決めている場合は記載する。 ・研究責任者の氏名、所属、役職、連絡先 ・緊急連絡先 ・研究実施予定期間 ・作成日、承認日（倫理審査委員会）、改訂日 それぞれ版数を更新し、管理することが望ましい。 | — |
| 2) 目次 | 必要に応じて作成する。 | — |
| 3) 倫理原則 | ヘルシンキ宣言を遵守し、「倫理指針」に従って行われる臨床研究であることを記載する。 | — |
| 4) 概要 | 臨床研究実施計画の概要を記載する。 | — |
| 5) 背景と意義 | 当該臨床研究を実施する背景と意義を記載する。医療の安全への寄与、患者認容性の向上、医療機器の操作性や性能の向上等、当該臨床研究の意義を明確に記載する。意義がないものは臨床研究として実施すべきでない。 | 指針等 |
| 6) 目的 | 当該臨床研究の目的を明確に記載する。多くの目的を設定せず、簡潔かつ明確に記載することが望ましい。 | 指針等 |
| 7) 研究デザイン | <p>ア) 実施される臨床研究の種類及びデザインの説明（例えば、非盲検・対照試験、非盲検・非対照試験、群間比較試験など）、予定症例数と設定の根拠、並びに臨床研究の手順及び段階等を図式化等して示す。手順には、必要に応じて、始業点検、終了点検、個人情報を含む診療情報保管の日常的な取扱いなども記載する。</p> <p>イ) 無作為化又は盲検化等の方法を採用する場合は、その実施方法を記載する。</p> <p>ウ) 主要評価項目と必要に応じて副次評価項目を記載する。通常、主要評価項目は一つとし、可能な限り副次評価項目は少なくすることが望ましい。主要評価項目、副次評価項目とも、当該臨床研究の目的に合致した簡潔かつ明快なものとする。</p> <p>エ) 当該未承認医療機器、併用する医療機器、補助器具、付属品、消耗品等の名称と数量を記載する。理解を深めるためにそれらの相互関連を示す構成図等を示すとよい。</p> <p>オ) 当該未承認医療機器の操作方法又は使用方法の説明、形状、構造、及び原理、包装及び表示等に関する概要を記載する。これらが臨床研究機器に関する説明書に記載されているならそれを引用する方法でもよい。</p> | 指針等 |
| 8) 被験者の選定基準 | 臨床研究の目的や使用する未承認医療機器によっては、対象被験者の基準を細かく設定する必要のないこともある。その場合は適宜その根拠を示し省略する。 対象被験者（疾患名、健常者等）に続き、選択基準、除外基準、中止基準に分けて具体的、定量的、客観的かつ明瞭に記載する。性別、年齢層、制限事項、入院／通院、地域等、効率的で品質の確保が可能な被験者の選定基準を、適宜その設定根拠とともに記載する。 | 指針等 |
| 9) 期間 | 被験者の参加予定期間、及び必要な場合にあつてはフォローアップを含む全ての臨床研究の段階と期間を記載する。スケジュールを図式化して示すとよい。 | 指針等 |
| 10) データ解析 | 評価項目に対し、どのような解析を行うのかを明確にして記載する。例えば、統計解析の手法、欠落、不採用及び、異常データの取扱いの考え方や手順などを示す。 | — |
| 11) リスクとベネフィット | 当該臨床研究によって被験者が身体的・精神的な面で被るリスクがあれば、そのリスクごとにリスク低減又は対処の方法について記載する。また、被験者が身体的・精神的な面で得ることができる利益があれば記載する。これらについては説明文書に記載して説明する必要がある。 | 指針等 |

表4-2 臨床研究実施計画書（プロトコル）の記載例（2/2）

| 項目 | 記載する内容（例） | 備考 |
|-------------------------|--|-----|
| 12) 終了後の対応 | 当該臨床研究に関連した原因で研究終了後も引き続き被験者に対し何らかの対応が必要な場合は、その対応方法等をあらかじめ別途契約（共同研究契約、受託研究契約等）に定めておくこと。また、被験者に対する何らかの対応があらかじめ想定される場合、説明文書に記載し説明する必要がある。 | 指針等 |
| 13) 個人情報の保護 | 個人情報保護に対するポリシー、被験者への通知方法（説明文書での説明等）を記載する。具体的な保護の方法として、例えば、匿名化による症例報告書の作成、連結可能匿名化の場合の保護の方法、日常的な保管方法等がある。医療機器の場合、医療機器内部又は外部記憶媒体に個人情報を一時的に保存することがあることから、これらについても保護及び保管についての方法を記載する。 | 指針等 |
| 14) インフォームド・コンセント | 被験者又は代諾者からのインフォームド・コンセントの取得を説明文書及び同意文書により行うことを記載する。代諾者が必要な場合、その理由も記載する。説明文書及び同意文書は、研究責任者が主体的に別途作成し準備する。 | 指針等 |
| 15) 利益相反 | 当該臨床研究に用いる資金源について、その提供先、金額、使途の概要を記載する。起り得る利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わりがない場合はそのことを、ある場合はその状況について事実を記載する。それぞれの状況の当該臨床研究への影響の可否については、倫理審査委員会又は利益相反委員会等で審査する。利益相反に関する報告書が医療機関において別途定められている場合は、その報告書で審査を受ける。 | 指針等 |
| 16) 補償措置 | 被験者に対する補償措置について、当該臨床研究を実施する臨床研究機関の取決めがあればそれに従い実施することを記載する。当該臨床研究機関の取決めがない場合、研究責任者は、保険等の必要な措置や診療による補償措置などを検討し、その内容を記載する。 低リスクの医療機器の臨床研究において、健康被害の発生の可能性が低く補償措置が必要ないと判断した場合には、その根拠等を記載する。これらについては説明文書に記載して被験者に説明すること。 | 指針等 |
| 17) 試料等の保存及び使用方法並びに保存期間 | 誤った使用、改竄、取違え等に対する防止対策を記載する。臨床研究機器の品質・機能を当該臨床研究を実施している期間中の改竄等も防止できるように記載することが望ましい。 症例報告書及び、医療機器の本体内部又は外部記憶媒体に保存された診療情報も、「倫理指針」では試料等に含まれるので、これらの取扱いについては、「13) 個人情報の保護」に記載した方法に従うこと。 | 指針等 |
| 18) 有害事象への対応 | 「倫理指針」に基づき、研究責任者は、臨床研究に関連する重篤な有害事象及び不具合等の発生を知ったときの対応方法を記載する。 | 指針等 |
| 19) 当該臨床研究実施計画の登録 | 「倫理指針」でデータベースへの登録が義務づけられた臨床研究においては、知的財産等の問題により臨床研究の実施に著しく支障が生じるか否かを判断し、登録の要否について記載する。登録を行う場合はその予定時期について記載する。 倫理審査委員会等で審査を受ける場合、承認後に本登録を行い、登録したことを倫理審査委員会に報告する。臨床研究の開始は、登録後となる。 | 指針等 |
| 20) 結果の公表 | 結果の公表の計画があれば、その手段・時期等を記載する。 | — |
| 21) 研究者等の所属、氏名 | 当該臨床研究に従事する研究者等の所属、役職と氏名、連絡先を記載する。共同臨床研究機関の研究者等についても記載する。 | 指針等 |
| 22) 共同臨床研究機関の名称 | 共同臨床研究機関がある場合、その機関の名称を記載する。 | 指針等 |

* 指針等:「倫理指針」、「未承認医療機器提供に関する通知(H22 薬食発 0331 第7号)」、「未承認医療機器提供に関するQ&A(H23 薬食監麻発 0331 第7号)」に関連する項目。

② 説明文書・同意文書

説明文書は、該当する臨床研究機関が作成した標準業務手順書(SOP)や説明文書の様式のほか、「倫理指針」を参考^(脚注 7)に、臨床研究実施計画書の内容を踏まえて作成する。一般的には、「倫理指針」の「第 4 インフォームド・コンセント <細則>」の他に、下記の点に留意して説明事項を記載することが望ましい。

- ・文書にはよくお読みください等の言葉を記載する。
- ・当該臨床研究の名称、研究の概要を記載する。
- ・当該臨床研究を実施するにあたって倫理指針を遵守することを記載する。
- ・平易な用語を用いて説明する。
- ・見やすい文字と大きさ(例えば12又は13ポイント程度)を用いる。また、行間を広くする、イラストを挿入する等も配慮する。
- ・説明対象者を明確にする。(患者、被験者、家族等)
- ・使用する医療機器がどのようなものであるかを記載する。また、安全性についても説明する。
- ・倫理審査委員会において承認された臨床研究であることを宣言する。
- ・研究責任者及び研究者等の連絡先を明示する。
- ・内容についての問合せ先を記載する。
- ・適用する臨床研究実施計画書名及び／又は識別番号を記載する。

(脚注 7) 倫理指針は「研究者等は臨床研究を実施する場合には、被験者に対し、当該臨床研究の目的、方法及び資金源、起こりうる利害の衝突、研究者等の関連組織との関わり、当該臨床研究に参加することにより期待される利益及び起こりうる危険、必然的に伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応、臨床研究に伴う補償の有無その他必要な事項について十分な説明をおこなわなければならない。」と定めている。

また、インフォームド・コンセントは、「医者と患者の関係を規定した概念で、医療において患者が十分に説明を受けたあとでの患者の承認をいう。具体的には医師から十分に説明を受け、患者が納得できる医療内容を医師と患者がともに形成していこうというプロセスをいう。」と定義されている(南山堂医学大辞典)。

同意文書は、一般的には下記の点に留意して作成する。

- ・文書のタイトル(「同意文書」など)を記載する。
- ・前文を記載する。下記の内容を含めるようにする。

下記の例文に示すように、被験者となることを求められた本人又は代諾者が、研究者等から事前に当該臨床研究に関する十分な説明を受け、その臨床研究の意義、目的、方法等を理解し、自由意思に基づいて、被験者となること及び資料等の取扱いに関して同意したことを含めるようにする。

(例文)

「私は、〇〇〇△△△の臨床研究に参加するにあたり、この臨床研究の説明文書を受け取り、臨床研究の意義、目的、方法、予測される効果と副作用、また他の治療法についてなど十分な説明を受けました。さらに同意した後でもいつでも中止の申し出ができ、それにより受けるべき利益を失うことはないことなどを理解したうえで、私の意思により、この臨床研究に参加することを同意します。」

- ・被験者署名欄(代諾者署名欄)および同意日を記載する。
- ・研究者等署名欄および説明日、必要であれば臨床研究協力者署名欄および説明日を記載する。
- ・当該臨床研究実施計画書名およびあるいは識別番号を記載する。

③ 症例報告書様式(CRF : Case Report Form／ケースカード／調査票)

研究責任者は、研究目的の達成に不可欠なデータ収集を実施するために適切な症例報告書様式を作成する。臨床研究機関が作成した標準業務手順書(SOP)や症例報告書様式の作成手引き等を参照し、臨床研究実施計画書に記載した評価項目等に従って記載する。また、臨床研究実施計画書名及び/又は識別番号を記載し、版数を明確にするのが望ましい。

なお、診療情報等は、連結不可能匿名化又はコード化による連結可能匿名化として、個人情報保護法を遵守する。

④ 臨床研究機器に関する説明書

当該臨床研究を効果的かつ安全に実施するためには、臨床研究に供する医療機器の特徴、原理、構造、操作等について十分に理解することが重要となる。また、倫理委員会において、委員が使用予定の医療機器の有効性、安全性を正しく理解した上で適切に審議するため、専門外の者が理解できる資料が必要である。医薬品とは異なり医療機器は多種多様で、その臨床研究の評価項目も様々であることから、写真、イラスト、構成図、操作フロー等を用いて、理解が容易な臨床研究機器に関する説明

書を、必要に応じ臨床研究機器提供者等と協力して作成する。

既存の薬事承認(認証)品を用いる臨床研究の場合には、当該医療機器の取扱説明書、添付文書で代用することが可能と思われる。

表5に、臨床研究機器に関する説明書の記載事項例を示す。当該臨床研究の特性や提供する医療機器の種類により、構成及び内容は変更してよい。

表5 「臨床研究機器に関する説明書」の記載例

| 項目 | 記載する内容（例） |
|-------------------------------|---|
| 1) 表紙 | <ul style="list-style-type: none"> ・タイトル 「臨床研究機器に関する説明書」など ・臨床研究の名称 ・当該臨床研究実施計画書名、版数、及び識別番号又は識別コード 医療機関の取決めがある場合は識別番号又は識別コードを加える。 ・臨床研究機器の一般的名称等の呼称(既に決定している場合) ・臨床研究機器提供者の名称及び住所 ・担当者の氏名及び連絡先 ・本文書の発行日、更新日、版数 |
| 2) 目次 | 必要に応じて作成する。 |
| 3) 概要 | 臨床研究機器の概要を記載する。 |
| 4) 当該医療機器の構造・原理等の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・用途、特徴 ・禁忌、禁止事項 ・形状、原理、構造 可能な限り、イラスト、写真等を利用して理解しやすく記載する。 ・操作方法 ・保守、点検の方法、医療機器の性能、及び機能等の変更防止方法 ・原材料及び組成、又は成分等(特に記載する必要がある場合) ・主な仕様 ・適用規格 |
| 5) 臨床試験成績の要約 | <p>以下に示すような臨床試験成績の資料がある場合、添付するのが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の先行する臨床試験成績 ・国内外の使用状況等 ・その他(類似の医療機器の臨床試験成績等) |
| 6) 当該臨床研究にのみ使用されることを示すラベル等の見本 | 医療機器の大きさや構造によりラベルの大きさに制限がある場合は、最低限、研究担当者等のみの使用に限定した臨床研究機器であることが識別可能な記載内容とする。 |
| 7) 個人情報の保護 | 個人情報保護のために医療機器に保存される情報の取扱いについて記載をする。 |
| 8) 構成部品リスト | 当該臨床研究に供する医療機器、付属品、消耗品、説明書等の提供数を含む必要物のリスト |
| 9) 安全性情報 | 当該臨床研究において留意すべき基本的な原理構造等が同等の既存の医療機器に関する使用上の安全性情報及び不具合情報等があれば記載する。 |
| 10) 関連する文献、著作等の添付 | 該当する文献等がある場合は、添付が望ましい。 |

⑤ 臨床研究機器の操作トレーニング実施計画

事前に研究者等の操作トレーニングを実施する場合、必要に応じ操作トレーニング実施計画を立案し、作成する。

医療機器の操作トレーニングでは下記に留意する。

- ・可能であればシミュレータ等を利用したトレーニングを計画する。
- ・臨床研究機器提供者からの十分な情報提供を受ける。
- ・個人情報の収集と保存方法についても確認する。

⑥ チェックリストの作成

倫理審査委員会での審査を効率的に行うために、必要であれば、作成した各文書案の内容の適否を確認するチェックリストを作成し倫理審査委員会に提出するのがよい。参考として臨床研究計画書、説明文書、同意文書、臨床研究機器に関する説明書のチェックリストを付録に提示する。

(3) 契約書の作成

① 研究契約

臨床研究に未承認医療機器を用いる場合、臨床研究機器提供者と、下記の事項を含む契約を締結する必要がある。

契約書の形式、文例等は付録(1)様式集「⑤文部科学省 共同研究契約書雛形」を参照されたい。なお、臨床研究の内容によっては全ての事項について取決める必要はなく、実施する臨床研究の内容を考慮して必要に応じて取捨選択することができる。

また、契約書の形式が各医療機関で定められている場合は、その書式を使用してもよい。

表6に、「共同研究契約」で取り決める事項の一般的な例を示す。

表6 「共同研究契約」で取り決める事項例

| 項目 | 記載する内容（例） | 備考* |
|----------------------------|--|-----|
| 1) 定義 | 当該契約書において使用する用語の定義を記載する。 定義する用語例：研究成果、知的財産権、発明等、知的財産権の実施、専用実施権等 など | — |
| 2) 共同研究の題目等 | 研究題目、研究目的、研究担当者、研究に要する経費、研究期間、提供物品、研究場所、その他について定める。 | — |
| 3) 研究期間 | 本共同研究の研究期間を記載する。 | — |
| 4) 共同研究に従事する者 | 本共同研究に従事する者の一覧表を作成する(別表1参照)。研究責任者には必ず医師または歯科医師が就任し、「本研究における役割」を記載する欄にその旨明記すること。 | 指針等 |
| 5) 実績報告書の作成 | 研究成果をまとめた実績報告書の作成期限等を定める。 | — |
| 6) ノウハウの指定 | ノウハウに該当するものについては、契約者間で協議の上、ノウハウに該当するものの指定を行い、秘密として管理する。 | — |
| 7) 研究経費の負担 | 研究経費の負担については、本共同研究に従事する者等と共同研究先の企業等との費用分担が適正であることに留意すること。 | 指針等 |
| 8) 研究経費の納付 | 研究経費の納付方法、納付期限等について定める。 | — |
| 9) 経理 | 経理業務の主体、帳票類の閲覧について定める。 | — |
| 10) 研究経費により取得した設備等の帰属 | 研究経費で取得した設備等の所有権の帰属について記載する。 | — |
| 11) 施設・設備の提供等 | 本共同研究で使用する施設・設備の提供について定める。 | — |
| 12) 研究の中止又は期間の延長 | 研究の中止、期間の延長について定める。その際、天災等の不可抗力による場合も含めて記載する。 | — |
| 13) 研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い | 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合の研究経費の精算について定める。 | — |
| 14) 知的財産等に関する取り決め | 必要に応じて、知的財産等に関して以下について定める。 ・本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合、相互の通報について ・外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の設定登録出願、権利保全（以下「外国出願」という。）について ・本研究によって得られた知的財産の優先実施権について ・本研究によって得られた知的財産の第三者の実施を許諾について ・本研究によって得られた知的財産の持ち分を譲渡する際の取決めについて ・契約者が単独所有する知的財産を他の契約者が実施する際の実施料について ・共有に係る知的財産権に関する出願等費用、特許料等の負担について | — |
| 15) 情報交換 | 本共同研究の実施に必要な情報、資料の提供又は開示について定めること。 | 指針等 |
| 16) 秘密の保持 | 本研究を実施するにあたり知り得た秘密に該当する情報（文書、電子媒体など）に関する取扱い等について定める。 | — |
| 17) 研究成果の取扱い | 本研究の成果を発表する際は秘密保持等の義務を遵守するなどの条件を満たすこと、などを定める。 | — |
| 18) 研究協力者の参加及び協力 | 4) で定めた「共同研究に従事する者」以外の参加、協力が必要となった場合に、研究協力者等を追加するための取決めについて定める。 | — |
| 19) 契約の解除 | 本契約の解除について定める。 | — |
| 20) 損害賠償 | 故意又は重大な過失によって生じた損害の賠償について定める。 | — |
| 21) 契約の有効期間 | 本契約の有効期間について定める。 | — |
| 22) 協議 | 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めることを記載する。 | — |
| 23) 裁判管轄 | 本契約に関する訴訟を管轄する裁判所を記載する。 | — |

* 指針等：「倫理指針」、「未承認医療機器提供に関する通知(H22 薬食発 0331 第7号)」、「未承認医療機器提供に関するQ&A(H23 薬食監麻発 0331 第7号)」に関連する項目。

② 医療機器提供・メンテナンス契約

臨床研究機器提供者との間で、医療機器提供・メンテナンス契約を締結し、以下の事項について定める。契約書の形式、文例等は付録様式集「⑥医療機器提供・メンテナンス契約書例」を参照するとよい。

表7に、「医療機器提供・メンテナンス契約」で取り決める事項の一般的な例を示す。

表7 「医療機器提供・メンテナンス契約」で取り決める事項例

| 項目 | 記載する内容 | 備考 |
|-----------------|--|-----|
| 1) 提供臨床研究機器名 | 契約が対象とする臨床研究機器が特定できる記載とする。必要に応じて、「有償提供」か「無償提供」かについて記載しても良い。 | — |
| 2) 使用期間 | 当該臨床研究機器の使用期間又は研究終了時の返還等について定める。 | — |
| 3) メンテナンスに関する事項 | メンテナンス等が必要な臨床研究機器の提供を受ける場合、対象臨床研究機器の設置、保守、補修、それらに係わる費用等に関して取決める。 | — |
| 4) 消耗品の提供 | 消耗品の提供を伴う場合は、その提供に関する取決めに記載する。 | — |
| 5) 使用目的 | 当該臨床研究機器の使用目的を記載し、目的外使用の禁止を定める。 | — |
| 6) 医療機器の返却・廃棄等 | 臨床研究終了時(中止等を含む)の当該臨床研究機器の処分方法について定めること。 | 通知等 |
| 7) 協議 | 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めることを記載する。 | — |
| 8) 裁判管轄 | 本契約に関する訴訟を管轄する裁判所を記載する。 | — |

* 指針等: 「倫理指針」、「未承認医療機器提供に関する通知(H22 薬食発 0331 第7号)」、「未承認医療機器提供に関するQ&A(H23 薬食監麻発 0331 第7号)」に関連する項目。

③ 機密保持・知的財産・補償・費用等に関わる契約

研究契約に機密保持・知的財産・補償・費用等に関わる事項が記載されていない場合は、必要に応じて別途契約を結ぶこと。

(4) 審査・承認

医療機関の利益相反委員会、倫理審査委員会等への申請は、医療機関の研究者等が実施する手続きである。申請にあたっては、各医療機関の規定を確認し、それぞれの規定に従うこと。

臨床研究機器提供者の倫理審査委員会においても、提供する未承認医療機器の安全面、品質面等とともに、当該研究の倫理面、安全面等を十分に確認すること。なお、企業内に倫理審査委員会がない場合等については、開発・営業部門から独立した品質管理部門や監査部門等において、これらの確認を行うこと^(脚注 8)。

① 利益相反委員会

利益相反に関する報告書を作成し、利益相反委員会に提出すること。医療機関の定めにより倫理審査委員会への提出が求められている場合は、その定めに従うこと。

② 倫理審査委員会

倫理審査委員会には、以下の書類のうち必要なものを提出すること。

- ・申請書
- ・臨床研究実施計画書
- ・臨床研究機器に関する説明書
- ・説明文書・同意文書
- ・多施設共同研究の場合には、主研究施設の倫理審査委員会承認書（コピー）及びその研究計画書
- ・研究経費説明書
- ・臨床研究補償保険の見積り

等

③ 臨床研究機関

倫理審査委員会の審議結果を元に申請書類を修正した後、臨床研究機関の長に提出し、承認を得る。臨床研究は承認後に着手する。承認の通知等は各臨床研究機関の規定に従う。

(脚注 8)「未承認医療機器提供に関する Q&A (H23 薬食監麻発 0331 第 7 号)」の間 2 を参照のこと。